

1/30/06 RE  
DOC. ID NO.: 102928123

02-01-2006



U.S. DEPARTMENT OF COMMERCE  
U.S. Patent and Trademark Office  
EET Docket No. 201487/1120

To the Honorable Commis

103167982

ached original documents or copy thereof.

address of receiving party(ies)

1. Name of conveying party(ies).

Bio-oriented Technology Research Advancement  
Institution

Name: National Agriculture and Bio-oriented  
Research Organization

Street Address: 40-2, Nisshin-cho 1-chome,  
Saitama-Shi

City: Saitama State: \_\_\_\_\_ Zip: \_\_\_\_\_

Country: Japan Postal Code: 331-8537

Additional name(s) & address(es) attached?  Yes  No

Additional name(s) of conveying party(ies) attached?  Yes  No

3. Nature of conveyance:

- Assignment  Merger
- Security Agreement  Change of Name
- Other \_\_\_\_\_

Execution Date(s): December 4, 2002

1<sup>st</sup> Inventor:  
2<sup>nd</sup> Inventor:  
3<sup>rd</sup> Inventor:

4. Application number(s) or patent number(s);

If this document is being filed together with a new application, the filing date of the application is: \_\_\_\_\_

A. Patent Application No.(s) 10/344,964

B. Patent No.(s) 6,576,820

Additional numbers attached?  Yes  No

5. Name and address of party to whom correspondence concerning document should be mailed:

Attorney Name: Edwin V. Merkel

Firm Name: Nixon Peabody LLP

Internal Address: \_\_\_\_\_

Street Address: Clinton Square, P.O. Box 31051

City: Rochester State: NY Zip: 14603-1051

6. Total number of applications and patents involved: 2

7. Total fee (37 CFR 3.41).....\$ 80.00

- Paid on 1/26/2005 (see incorrect cover sheet)
- Authorized to be charged to deposit account

8. Deposit account number:

14-1138

(Attach duplicate copy of this page if paying by deposit account)

**DO NOT USE THIS SPACE**

9. Statement and signature.

*To the best of my knowledge and belief, the foregoing information is true and correct and any attached copy is a true copy of the original document.*

Edwin V. Merkel

Name of Person Signing  
Registration No.

Edwin V. Merkel

Signature

January 26, 2006

Date

Total number of pages including cover sheet, attachments, and documents: 13

**CERTIFICATE OF MAILING OR TRANSMISSION [37 CFR 1.8(a)]**

I hereby certify that this correspondence is being:

- deposited with the United States Postal Service on the date shown below with sufficient postage as first class mail in an envelope addressed to: Mail Stop Assignment Services Division, United States Patent and Trademark Office, P. O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450
- transmitted by facsimile on the date shown below to the United States Patent and Trademark Office at (703) \_\_\_\_\_.

1/26/06  
Date

Laura L. Trost

Signature

Laura L. Trost

Typed or printed name

Mail documents to be recorded with required cover sheet information to:  
Mail Stop Assignment Recordation Services, Director of the United States Patent and Trademark Office,  
P.O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450

01-27-2005



ET U.S. DEPARTMENT OF COMMERCE  
U.S. Patent and Trademark Office  
Docket No. 201487/1120

To the Honorable Commission

102928123

ed original documents or copy thereof.

1-25-05

1. Name of conveying party(ies):

Bio-oriented Technology Research Advancement Institution

Additional name(s) of conveying party(ies) attached?  Yes  No

3. Nature of conveyance:

- Assignment  Merger
- Security Agreement  Change of Name
- Other \_\_\_\_\_

Execution Date(s):

- 1<sup>st</sup> Inventor:
- 2<sup>nd</sup> Inventor:
- 3<sup>rd</sup> Inventor:
- 4<sup>th</sup> Inventor:

2. Name and address of receiving party(ies)

Name: National Agriculture and Bio-oriented Research Organization

Street Address: 40-2, Nisshin-cho 1-chome, Saitama-Shi

City: Saitama State: \_\_\_\_\_ Zip: \_\_\_\_\_

Country: Japan Postal Code: 331-8537

Additional name(s) & address(es) attached?  Yes  No

4. Application number(s) or patent number(s);

If this document is being filed together with a new application, the filing date of the application is: \_\_\_\_\_

A. Patent Application No.(s) 10/344,964

B. Patent No.(s) 6,576,820

Additional numbers attached?  Yes  No

5. Name and address of party to whom correspondence concerning document should be mailed:

Attorney Name: Edwin V. Merkel

Firm Name: Nixon Peabody LLP

Internal Address: \_\_\_\_\_

Street Address: Clinton Square, P.O. Box 31051

City: Rochester State: NY Zip: 14603-1051

6. Total number of applications and patents involved: 2

7. Total fee (37 CFR 3.41)..... \$ 80.00

Enclosed

Authorized to be charged to deposit account

8. Deposit account number:

14-1138

(Attach duplicate copy of this page if paying by deposit account)

DO NOT USE THIS SPACE

9. Statement and signature.

To the best of my knowledge and belief, the foregoing information is true and correct and any attached copy is a true copy of the original document.

Edwin V. Merkel

Name of Person Signing  
Registration No.

Signature

January 20, 2005

Date

Total number of pages including cover sheet, attachments, and documents: 11

CERTIFICATE OF MAILING OR TRANSMISSION [37 CFR 1.8(a)]

I hereby certify that this correspondence is being:

deposited with the United States Postal Service on the date shown below with sufficient postage as first class mail in an envelope addressed to: Mail Stop Assignment Recordation Services, Director of the United States Patent and Trademark Office, P. O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450

transmitted by facsimile on the date shown below to the United States Patent and Trademark Office at (703) \_\_\_\_\_

1/20/05  
Date

Signature

Laura L. Trost

Typed or printed name

01/26/2005 DBYRME 00000247 10344964

01 FC:8021

80.00 DP

Mail documents to be recorded with required cover sheet information to:  
Mail Stop Assignment Recordation Services, Director of the United States Patent and Trademark Office,  
P.O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450

R823458.1

PATENT  
REEL: 017492 FRAME: 0940

# Andersen & Sugiura Legal/Patent Translation Center

Clars Building 303, 2-6-12, Matsugaoka, Nakano-ku, Tokyo 165-0024  
TEL: 03-3511-3211 FAX: 03-3511-6590

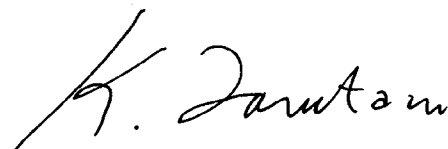
June 22, 2004

## CERTIFICATION OF TRANSLATION

I hereby certify that Andersen & Sugiura Legal/Patent Translation Center translated the following document:

Document: As attached

Language: From Japanese into English



Kazuki Tarutani  
Translation Department  
Andersen & Sugiura Legal/Patent  
Translation Center

*K. Tarutani*

(1)

The law to partially amend the National Agricultural Research Organization Law shall be proclaimed herewith.

Imperial Seal

December 4, 2002

Junichiro Koizumi,

Prime Minister

Law No. 129

Law to partially amend the National Agricultural Research Organization Law.

The National Agricultural Research Organization Law (Law No.192, 1999) shall be partially amended as follows:

The title shall be amended as follows:

National Agriculture and Bio-oriented Research Organization Law.

(2)

The term "National Agricultural Research Organization" contained in Article 1 shall be revised to "National Agriculture and Bio-oriented Research Organization".

(3)

(Dissolution, etc. of the Bio-oriented Technology Research Advancement Institution)

Article 4. The Bio-oriented Technology Research Advancement Institution (hereinafter referred to as the "Advancement Institution") shall be dissolved upon enforcement of this Law and the assets and obligations at the time of dissolution shall be succeeded by the Research Organization except for the assets succeeded by the State under the provisions of the following paragraph.

2. Of the assets held by the Advancement Institution upon enforcement of this Law, the assets other than those necessary for the Research Organization to ensure execution of its activities shall be succeeded by the State upon enforcement of this Law.

3. The scope of assets succeeded by the State under the preceding paragraph and other

matters necessary for succession of such assets to the State shall be prescribed by a Government Ordinance.

4. The fiscal year for the Advancement Institution that begins April 1, 2003 shall terminate on the day immediately before the dissolution of the Advancement Institution.

5. The account closing, general inventory, balance sheet, and profit and loss statement of the Advancement Institution with respect to the fiscal year that begins April 1, 2003 shall be made as have been made heretofore.

6. When the Research Organization succeeds to the assets and obligations of the Advancement Institution under the provision of Paragraph 1, the amount equivalent to the sum subscribed to the Advancement Institution by the Government or non-governmental party in accordance with Article 8 of the Supplementary Provisions as funds necessary to appropriate towards promotion of research activities in the private sector (hereinafter referred to in this article as "promotion of research activities in the private sector") prescribed in Item 1, Paragraph 2, Article 5 of the Bio-oriented Technology Research Advancement Institution Law (No. 82, 1986, hereinafter referred to as "former Advancement Institution Law") prior to the abolishment of said Law shall, respectively, be deemed upon succession to have been subscribed by the Government or said non-governmental party to the Research Organization as funds necessary to appropriate towards activities provided in Item 2, Article 14 of the New Law. In the event assets belonging to the account established in accordance with the provision of Article 31 of the former Advancement Institution Law and related to promotion of research activities in the private sector (hereinafter referred to in this article as "promotion of research activities in the private sector account") are included in the assets succeeded by the State under the provision of Paragraph 2, with regards to the amount equivalent to that which the Government subscribes, said amount shall be equivalent to the value derived after deduction of the sum of the value of assets out of those succeeded by the Government under the provision of Paragraph 2 belonging to the private enterprise research advancement account and the amount calculated by the method prescribed in a Government Ordinance and based on the value of said assets.

7. When the Research Organization succeeds to the assets and obligations of the Advancement Institution under the provision of Paragraph 1, out of the amount after obligations are deducted from the value of the assets (hereinafter referred to as "net

asset value”), the amount equivalent to the sum belonging to the account established in accordance with the provision of Article 31 of the former Advancement Institution Law and related to promotion of basic research activities for innovative biosciences provided in Item 2, Paragraph 2, Article 5 of the former Advancement Institution Law shall be deemed upon succession to have been subscribed by the Government to the Research Organization as funds necessary to appropriate towards activities provided in Item 3, Article 14 of the New Law.

8. When the Research Organization succeeds to the assets and obligations of the Advancement Institution under the provision of Paragraph 1, of the net asset value, the amount equivalent to the sum belonging to the account (referred to in Item 1 as “program of agricultural research and development activities account”) established in accordance with the provision of Article 31 of the former Advancement Institution Law and related to program of agricultural research and development activities (referred to in Item 2 as “program of agricultural research and development activities”) as provided in Item 3, Paragraph 2, Article 5 of the former Advancement Institution Law shall be deemed upon succession to have been subscribed by the Government or non-governmental party to the Research Organization as funds necessary to appropriate towards activities provided in Item 4, Article 14 of the New Law. In this case, the amounts in the following items at the time of succession shall, respectively, be deemed as subscribed to the Research Organization at the time of succession by the parties set forth in the following items.

- i) of the net asset value, the amount equivalent to the sum belonging to the program of agricultural research and development activities account after deducting the amount in the following item: Government.
- ii) the amount equivalent to the sum subscribed by a non-governmental party to the Advancement Institution as funds necessary to appropriate towards the program of agricultural research and development activities: Said non-governmental party.

9. In the case of the preceding three paragraphs, the Research Organization may, without receiving authorization as prescribed in Paragraph 2, Article 7 of the New Law, increase capital with the amounts deemed as subscribed to the Research Organization in accordance with the preceding three paragraphs.

10. The value of assets prescribed in Paragraph 7 shall be the value assessed by the assessment members based on the market value as of the date of enforcement of this law

(hereinafter referred to as "enforcement date").

11. The assessment members stated in the preceding paragraph and other matters necessary for assessment shall be prescribed by a Government Ordinance.

12. When the Research Organization succeeds to the assets and obligations of the Advancement Institution under the provision of Paragraph 1, the amount recognized as a deferred loss in the promotion of research activities in the private sector account (in the event assets belonging to the promotion of research activities in the private sector account are included in the assets succeeded by the State under the provision of Paragraph 2, the amount equivalent to the sum derived after the value calculated as prescribed by the Government Ordinance of Paragraph 6 is deducted from abovementioned amount) shall be recognized upon succession as a deferred loss belonging to the account established in accordance with Article 14 of the New Law and related to activities set forth in Item 2 of the same article.

13. With regards to dissolution of the Advancement Institution, distribution of residual property under the provision of Paragraph 1, Article 45 of the former Advancement Institution Law shall not ensue.

14. Registration of the dissolution when the Advancement Institution is dissolved under the provision of Paragraph 1 shall be subject to the conditions prescribed by a Government Ordinance.

# 官報

(号外)  
財務省印刷局発行

## 目次

### (法 律)

○郵便法の一部を改正する法律 (一一一)

○知的財産基本法 (一一二)

○独立行政法人国民生活センター法 (一一三)

○電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律 (一一四)

○独立行政法人日本万国博覧会記念機構法 (一一五)

○独立行政法人農畜産業振興機構法 (一一六)

○独立行政法人農業者年金基金法 (一一七)

○独立行政法人農林漁業信用基金法 (一一八)

○独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律 (一一九)

○独立行政法人緑資源機構法 (一二〇)

○独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律 (一二一)

### (政 令)

○社債等登録法施行令の一部を改正する政令 (三五八)

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

○介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令 (三五九)

○健康増進法の施行期日を定める政令 (三六〇)

○健康増進法施行令 (三六一)

### (省 令)

○郵便規則の一部を改正する省令 (総務一一六)

### (公 告)

請事項

### 官庁

建設業の許可の取消処分関係裁判所

公示催告、除権判決、破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人肥料検査所平成十三事業年度財務諸表関係

地方公共団体

法人の所在不明理事への申出の催告、行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

## 本号で公布された法令のあらまし

### ○郵便法の一部を改正する法律(法律第一二二号)(総務省)

1 国の損害賠償責任の範囲の拡大等

(一) 郵政事業庁長官は、郵便の業務に従事する者の故意又は重大な過失により、引受け及び配達記録をする郵便物(以下「記録郵便物」という)に係る郵便の役務をその本旨に従って提供せず、又は提供することができなかつたときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずることとした。(第六八条第三項関係)

(二) 記録郵便物に係る郵便の役務のうち特別送達の取扱いその他経済省令で定めるものに関する(一)の適用については、「中」を「重大な過失」とするものとし、「過失」とすることとした。(第六八条第四項関係)

(三) (一)及び(二)のほか、現行の損害賠償の請求権者の制限に関する規定は、「(一)及び(二)の損害賠償の請求には適用されない」とする等の規定の整備を行うこととした。

2 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

### ○知的財産基本法(法律第一二三号)(内閣官庁)

1 目的

(一) この法律は、我が国産業の国際競争力の強化を図ることに必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念等を定め、国等の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めることとし、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とするものとする。(第一条関係)

### 2 定義

(一) この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であつて産業上の利用可能性があるものを含む)、商標、商号その他の事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報(以下「情報」とした。)(第二条第一項関係)

(二) この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関し法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいうこととした。(第二条第二項関係)

### 3 基本理念

(一) 国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創出の促進は、創造力の豊かな人材の育成、その創造力の十分な発揮、知的財産の国内及び国外における迅速かつ適正な保護、並びに知的財産の積極的活用及びその価値が最大限に発揮されるための環境整備により、広く国民が知的財産の恩恵を享受できる社会を実現するとともに、将来にわたり新たな知的財産の創造がなされる基盤を確立し、もつて国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造に寄与するものとなることを旨として、行われなければならないこととした。(第三条関係)

(二) 我が国産業の国際競争力の強化及び持続的な発展

知的財産政策の推進は、創造性のある研究及び開発の成果の円滑な企業化、知的財産を基軸とする新たな事業分野の開拓、並びに経営の革新及び創業の促進により、我が国産業の技術力の強化及び活力の再生、地域における経済の活性化、並びに就業機会の増大をもたらし、もつて我が国産業の国際競争力の強化及び内外の経済的環境の変化に的確に対応した我が国産業の持続的な発展に寄与するものとなることを旨として、行われなければならないこととした。(第四条関係)



(処分、手続等)に関する経過措置  
第十一條 日信等基金法(第十八条を除く)、附則第六條から第九條までの規定による改正前の農業信用保証保険法、中小漁業融資保証法、農業災害補償法若しくは漁業災害補償法又は旧暫定措置法の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律、附則第六條から第九條までの規定による改正後の農業信用保証保険法、中小漁業融資保証法、農業災害補償法若しくは漁業災害補償法又は新暫定措置法の規定による改正前の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用)に関する経過措置  
第十二條 附則第一條ただし書に規定する規定の施行前に行つた行為及び附則第三條第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
第十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(農林漁業金融公庫法等の一部改正)  
第十四條 次に掲げる法律の規定中、「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金」に改める。  
一 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三十五号)附則第二十九條  
二 漁業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第五十二号)第七條第二号  
三 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第二十一号)附則第五條の六第二項  
四 農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十九号)附則第九條  
(農業近代化資金助成法の一部改正)  
第十五條 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二二二号)の一部を次のように改正する。  
第四條第二項中「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金」に改め、同條第二項中「農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)」を「独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第百二十八号)」に改める。  
第六條第二号中「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金」に改める。  
(農林中央金庫法の一部改正)  
第十六條 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。  
第八條中「農林漁業信用基金」を削る。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)  
第十七條 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。  
別表第一「農林漁業信用基金」の項を削る。  
(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)  
第十八條 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。  
別表「農林漁業信用基金」の項を削る。  
(農林水産省設置法の一部改正)  
第十九條 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。  
第四條第三十五号中「農林漁業信用基金」を削る。  
第三十一條中「第三十五号(農林漁業信用基金)の業務の監督(業務及び会計の検査を除く。以下略)」を削る。  
第三十八條中「及び農林漁業信用基金」を削る。

内閣総理大臣 小泉純一郎  
財務大臣 塩川正太郎  
農林水産大臣 大島 理森

独立行政法人農林技術研究機構法の一部を改正する法律をここに公布する。  
御名 御璽  
平成十四年十二月四日  
内閣総理大臣 小泉純一郎

第一條中「独立行政法人農林技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。  
第十四條第二号を削り、同條第一号中「第十條」を「第十三條」に改め、同号を同條第二号とし、同條に第一号として次の一号を加える。  
一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき、第五章第十四條を第二十五條とする。  
第十三條を削る。  
第十二條第一項中「第十條第一号」を「第十三條第一号」に改め、第四章中同條を第十九條とし、同條の次に次の五條を加える。  
第二十條 研究機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。  
第二十一條 出資者原簿には、第十四條第二号から第四号までに掲げる業務に係る出資者ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。  
一 氏名又は名称及び住所  
二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日  
三 出資額  
三 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。  
第二十二條 研究機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第十四條第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を政府に対し、同條第二号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる各出資者に対し、同條第三号に掲げる業務に係る各出資者に対し、同條第四号に掲げる業務に係る各出資者に対し、同條第五号に掲げる業務に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

第二十三條 この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。  
一 役員及び職員並びに財務及び会計その他の管理業務に関する事項(次号に掲げるものを除く。以下略)については、農林水産大臣  
二 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務に係る資本金の増減、利益及び損失の処理並びに借入金に関する事項については、農林水産大臣、財務大臣及び第二條第三号の政令で定める業務に属する事業を所管する大臣  
三 第十四條第一号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣  
四 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務であつて、農林漁業及び飲食料品製造業(酒類製造業を除く。以下略)に係るものに関する事項については、農林水産大臣  
五 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣  
六 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務であつて、第二條第三号の政令で定める業務に属する事業に係るものに関する事項については、当該事業を所管する大臣  
七 第十四條第四号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣  
この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は、農林水産省とする。  
研究機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第二十四條 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。  
一 第七條第二項、第十六條第一項又は第十七條第一項の規定による認可をしようとするとき  
二 第十五條第一項(同條第五項において準用する場合を含む。)の規定による承認をしようとするとき  
三 主務大臣は、通則法第二十八條第一項の規定による認可(第十四條第二号又は第三号に掲げる業務に係る部分に限る。)をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。  
(主務大臣等)  
第二十三條 この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。  
一 役員及び職員並びに財務及び会計その他の管理業務に関する事項(次号に掲げるものを除く。以下略)については、農林水産大臣  
二 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務に係る資本金の増減、利益及び損失の処理並びに借入金に関する事項については、農林水産大臣、財務大臣及び第二條第三号の政令で定める業務に属する事業を所管する大臣  
三 第十四條第一号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣  
四 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務であつて、農林漁業及び飲食料品製造業(酒類製造業を除く。以下略)に係るものに関する事項については、農林水産大臣  
五 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣  
六 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務であつて、第二條第三号の政令で定める業務に属する事業に係るものに関する事項については、当該事業を所管する大臣  
七 第十四條第四号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣  
この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は、農林水産省とする。  
研究機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(協議)  
第二十二條 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。  
一 第七條第二項、第十六條第一項又は第十七條第一項の規定による認可をしようとするとき  
二 第十五條第一項(同條第五項において準用する場合を含む。)の規定による承認をしようとするとき  
三 主務大臣は、通則法第二十八條第一項の規定による認可(第十四條第二号又は第三号に掲げる業務に係る部分に限る。)をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。  
(主務大臣等)  
第二十三條 この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。  
一 役員及び職員並びに財務及び会計その他の管理業務に関する事項(次号に掲げるものを除く。以下略)については、農林水産大臣  
二 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務に係る資本金の増減、利益及び損失の処理並びに借入金に関する事項については、農林水産大臣、財務大臣及び第二條第三号の政令で定める業務に属する事業を所管する大臣  
三 第十四條第一号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣  
四 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務であつて、農林漁業及び飲食料品製造業(酒類製造業を除く。以下略)に係るものに関する事項については、農林水産大臣  
五 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣  
六 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務であつて、第二條第三号の政令で定める業務に属する事業に係るものに関する事項については、当該事業を所管する大臣  
七 第十四條第四号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣  
この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は、農林水産省とする。  
研究機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第二十四條 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。  
一 第七條第二項、第十六條第一項又は第十七條第一項の規定による認可をしようとするとき  
二 第十五條第一項(同條第五項において準用する場合を含む。)の規定による承認をしようとするとき  
三 主務大臣は、通則法第二十八條第一項の規定による認可(第十四條第二号又は第三号に掲げる業務に係る部分に限る。)をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。  
(主務大臣等)  
第二十三條 この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。  
一 役員及び職員並びに財務及び会計その他の管理業務に関する事項(次号に掲げるものを除く。以下略)については、農林水産大臣  
二 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務に係る資本金の増減、利益及び損失の処理並びに借入金に関する事項については、農林水産大臣、財務大臣及び第二條第三号の政令で定める業務に属する事業を所管する大臣  
三 第十四條第一号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣  
四 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務であつて、農林漁業及び飲食料品製造業(酒類製造業を除く。以下略)に係るものに関する事項については、農林水産大臣  
五 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣  
六 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務であつて、第二條第三号の政令で定める業務に属する事業に係るものに関する事項については、当該事業を所管する大臣  
七 第十四條第四号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣  
この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は、農林水産省とする。  
研究機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

3

2 研究機構は、前項に規定するもののほか、農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。

第三條を第四條とする。

第二條中「独立行政法人農業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改め、同条を第三條とし、第一條の次に次の一條を加える。

(定義)

第一條 この法律において「生物系特定産業技術」とは、その業務において生物の機能を維持増進し、若しくは利用し、又は生物の機能の発現の成果を獲得し、若しくは利用する事業で次に掲げる業種に属するものに関する技術（基礎技術研究内消化法（昭和六十年法律第六十五号）第一條に規定する基礎技術に該当するものを除く。）のうち当該事業を所管する省の所管に係るものであつて、その開発に当たり生物の機能又はその発現の成果の特性に密接に関連する試験研究を必要とするものをいう。

一 農林漁業

二 飲食料品製造業及びたばこ製造業

三 前二号に掲げるもののほか、その業種に属する事業に関する技術の性格を勘案し、その技術の高度化を図ることが特に必要であつて適切と認められる業種として政令で定めるもの

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

(独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構への移行)

第二條 独立行政法人農業技術研究機構は、この法律の施行の時に、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（以下「研究機構」という。）となるものとする。

(独立行政法人農業技術研究機構に対してされた出資に関する経過措置)

第三條 この法律の施行前に独立行政法人農業技術研究機構に対してされた出資は、この法律による改正後の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（以下「新法」という。）第十四條第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとしてされた出資とみなす。

第四條 生物系特定産業技術研究推進機構（以下「推進機構」という。）は、この法律の施行の時に、この法律の規定により国が承継する資産を除き、その時において研究機構が承継する。

2 この法律の施行の際現に推進機構が有する資産のうち、研究機構がその業務を遂行に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に、国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 推進機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、推進機構の解散の日の前日に終わるものとする。

5 推進機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なほ従前の例による。

6 第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、政府及び政府以外の者から推進機構に対し附則第八條の規定による禁止前の生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）以下「旧推進機構法」という。第五條第二項第一号に規定する民間研究促進業務（以下「旧促進業務」という。）に必要資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額（第二項の規定により国が承継する資産に旧推進機構法第三十一條の規定により設けられている民間研究促進業務に係る勘定（以下「旧勘定」という。）において「民間研究促進業務勘定」という。）に属する資産が含まれる場合にあつては、政府の出資金に相当する金額については、当該金額から第二項の規定により国が承継する資産のうち民間研究促進業務勘定に属する資産の価額及び当該資産の価額を基礎として政令で定めるところにより算定した金額の合計額を控除した額に相当する金額）は、それぞれ、その承継に際し政府及び当該政府以外の者から研究機構に新法第十四條第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

7 第二項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額（以下「純資産額」という。）のうち旧推進機構法第三十一條の規定により設けられている旧推進機構法第五條第二項第三号に規定する農業機械化促進業務（第二号において「農業機械化促進業務」という。）に係る勘定（第一号において「農業機械化促進業務勘定」という。）に属する額に相当する金額は、その承継に際し政府及び政府以外の者から研究機構に新法第十四條第四号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

この場合において、その承継の際における次の各号に掲げる金額は、それぞれ、その承継に際し当該各号に定める者から研究機構に出資されたものとする。

一 純資産額のうち農業機械化促進業務勘定に属する額に相当する金額から次に掲げる金額を控除した額に相当する金額 政府

二 政府以外の者から推進機構に対し農業機械化促進業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額 当該政府以外の者

9 前三項の場合において、研究機構は、新法第七條第二項に規定する認可を受けることなく、前三項の規定により研究機構に出資されたものとされた額により資本金を増加するものとする。

10 第七項に規定する資産の価額は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

11 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

12 第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、民間研究促進業務勘定において繰越欠損金として整理されている金額（第二項の規定により国が承継する資産に民間研究促進業務勘定に属す

る資産が含まれる場合にあつては、当該金額から第六項の政令で定めるところにより算定した金額を控除した額に相当する金額）は、新法第十四條の規定により設けられている同条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する繰越欠損金として整理しなければならない。

13 推進機構の解散については、旧推進機構法第四十五條第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

14 第一項の規定により推進機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(持分の払戻し)

第五條 前条第六項及び第八項の規定により研究機構に出資したものとされた政府以外の者は、研究機構に対し、施行日から一月以内に限り、当該出資に係る持分の払戻しを請求することができ、

2 研究機構は、前項の規定による請求があつたときは、新法第八條第一項の規定にかかわらず、当該政府以外の者が有する純資産額に対する持分に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、研究機構は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

(推進機構の役員等であつた組合員に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例)

第六條 施行日において健康保険組合（推進機構の事業所又は事務所を健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十七條第一項に規定する設立事業所とする健康保険組合をいう。以下この項において同じ。）の被保険者であつた者で、推進機構の役員又は職員であつたものうち、施行日に農林水産省共済組合（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三條第一項の規定により農林水産省に属する職員（同法第二條第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）及びその所管する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十五号）第二條第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員をもつて組織された国家公務員共済組合をいう。以下同じ。）の組合員となつた者（研究機構の役員又は職員となつた者に限る。）に係る施行日以後の給付に係る国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定及び同法第二百二十六條の五第一項の規定の適用に

る資産が含まれる場合にあつては、当該金額から第六項の政令で定めるところにより算定した金額を控除した額に相当する金額）は、新法第十四條の規定により設けられている同条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する繰越欠損金として整理しなければならない。

13 推進機構の解散については、旧推進機構法第四十五條第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

14 第一項の規定により推進機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(持分の払戻し)

第五條 前条第六項及び第八項の規定により研究機構に出資したものとされた政府以外の者は、研究機構に対し、施行日から一月以内に限り、当該出資に係る持分の払戻しを請求することができ、

2 研究機構は、前項の規定による請求があつたときは、新法第八條第一項の規定にかかわらず、当該政府以外の者が有する純資産額に対する持分に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、研究機構は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

(推進機構の役員等であつた組合員に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例)

第六條 施行日において健康保険組合（推進機構の事業所又は事務所を健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十七條第一項に規定する設立事業所とする健康保険組合をいう。以下この項において同じ。）の被保険者であつた者で、推進機構の役員又は職員であつたものうち、施行日に農林水産省共済組合（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三條第一項の規定により農林水産省に属する職員（同法第二條第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）及びその所管する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十五号）第二條第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員をもつて組織された国家公務員共済組合をいう。以下同じ。）の組合員となつた者（研究機構の役員又は職員となつた者に限る。）に係る施行日以後の給付に係る国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定及び同法第二百二十六條の五第一項の規定の適用に

る資産が含まれる場合にあつては、当該金額から第六項の政令で定めるところにより算定した金額を控除した額に相当する金額）は、新法第十四條の規定により設けられている同条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する繰越欠損金として整理しなければならない。

13 推進機構の解散については、旧推進機構法第四十五條第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

14 第一項の規定により推進機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(持分の払戻し)

第五條 前条第六項及び第八項の規定により研究機構に出資したものとされた政府以外の者は、研究機構に対し、施行日から一月以内に限り、当該出資に係る持分の払戻しを請求することができ、

2 研究機構は、前項の規定による請求があつたときは、新法第八條第一項の規定にかかわらず、当該政府以外の者が有する純資産額に対する持分に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、研究機構は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

(推進機構の役員等であつた組合員に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例)

第六條 施行日において健康保険組合（推進機構の事業所又は事務所を健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十七條第一項に規定する設立事業所とする健康保険組合をいう。以下この項において同じ。）の被保険者であつた者で、推進機構の役員又は職員であつたものうち、施行日に農林水産省共済組合（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三條第一項の規定により農林水産省に属する職員（同法第二條第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）及びその所管する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十五号）第二條第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員をもつて組織された国家公務員共済組合をいう。以下同じ。）の組合員となつた者（研究機構の役員又は職員となつた者に限る。）に係る施行日以後の給付に係る国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定及び同法第二百二十六條の五第一項の規定の適用に

る資産が含まれる場合にあつては、当該金額から第六項の政令で定めるところにより算定した金額を控除した額に相当する金額）は、新法第十四條の規定により設けられている同条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する繰越欠損金として整理しなければならない。

13 推進機構の解散については、旧推進機構法第四十五條第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

14 第一項の規定により推進機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(持分の払戻し)

第五條 前条第六項及び第八項の規定により研究機構に出資したものとされた政府以外の者は、研究機構に対し、施行日から一月以内に限り、当該出資に係る持分の払戻しを請求することができ、

2 研究機構は、前項の規定による請求があつたときは、新法第八條第一項の規定にかかわらず、当該政府以外の者が有する純資産額に対する持分に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、研究機構は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

(推進機構の役員等であつた組合員に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例)

第六條 施行日において健康保険組合（推進機構の事業所又は事務所を健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十七條第一項に規定する設立事業所とする健康保険組合をいう。以下この項において同じ。）の被保険者であつた者で、推進機構の役員又は職員であつたものうち、施行日に農林水産省共済組合（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三條第一項の規定により農林水産省に属する職員（同法第二條第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）及びその所管する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十五号）第二條第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員をもつて組織された国家公務員共済組合をいう。以下同じ。）の組合員となつた者（研究機構の役員又は職員となつた者に限る。）に係る施行日以後の給付に係る国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定及び同法第二百二十六條の五第一項の規定の適用に

る資産が含まれる場合にあつては、当該金額から第六項の政令で定めるところにより算定した金額を控除した額に相当する金額）は、新法第十四條の規定により設けられている同条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する繰越欠損金として整理しなければならない。

13 推進機構の解散については、旧推進機構法第四十五條第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

14 第一項の規定により推進機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(持分の払戻し)

第五條 前条第六項及び第八項の規定により研究機構に出資したものとされた政府以外の者は、研究機構に対し、施行日から一月以内に限り、当該出資に係る持分の払戻しを請求することができ、

2 研究機構は、前項の規定による請求があつたときは、新法第八條第一項の規定にかかわらず、当該政府以外の者が有する純資産額に対する持分に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、研究機構は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

(推進機構の役員等であつた組合員に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例)

第六條 施行日において健康保険組合（推進機構の事業所又は事務所を健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十七條第一項に規定する設立事業所とする健康保険組合をいう。以下この項において同じ。）の被保険者であつた者で、推進機構の役員又は職員であつたものうち、施行日に農林水産省共済組合（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三條第一項の規定により農林水産省に属する職員（同法第二條第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）及びその所管する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十五号）第二條第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員をもつて組織された国家公務員共済組合をいう。以下同じ。）の組合員となつた者（研究機構の役員又は職員となつた者に限る。）に係る施行日以後の給付に係る国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定及び同法第二百二十六條の五第一項の規定の適用に

(独立行政法人評価委員会からの意見聴取等) 第二十四條 前条第一項第二号に規定する事項に...

2 前条第一項第五号に規定する業務に関する通則法第二十八條第三項 第二十九條第三項...

4 農林水産省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第五号に規定する業務...

第一條の見出しを「利益及び損失の処理の特例等」に改め、同条第一項中「研究機構は、の下に」...

に属する事業を所管する省)に、聴くとともに、財務大臣に協議しなければならぬ。...

5 第一項から第三項までの規定は、前条第二号に掲げる業務に係る勘定について準用する。...

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省、財務省及び第二号第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会...

第二十七條 研究機構は、毎事業年度、長期借入金償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならない。...

(余裕金の運用の特例) 第十八條 研究機構は、第十四條第二号及び第四号に掲げる業務に係る業務上の余裕金について...

六 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を行う政府等以外の者に対し、政府等から当該試験及び研究の素材として生物の個体又はその一部の配布を受けることについてあつせんすること。...

八 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。...

第十四條 研究機構は、次に掲げる業務ごとに整理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。...

第二章中第九條を第十二條とし、第八條を第十條とする。 第七條第一項中「二人を三人」に改め、同条第二項中「七人」を「八人」に改め、同条を第十條とする。...

4 政府以外の者は、研究機構に出資しようとする場合は、第十四條第二号から第四号までに掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資しなければならない。...

第八條 研究機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。 2 研究機構は、出資者の持分を取得し、又は買収の目的としてこれを受けることができない。...

2 政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、これをもって研究機構その他の第三者に対抗することができない。...

ついで、その者は、施行日前の健康保険組合の被保険者であった間、推進機構の役員又は職員であった間に限り、農林水産省共済組合の組合員であったものとみなし、その者が施行日前に健康保険法による保険給付を受けていた場合における当該保険給付は、国家公務員共済組合法に基づき当該保険給付に相当する給付とみなす。

2 この法律の施行の際前項に規定する者のうち健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができた者であつて、同一の傷病について国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができるものに係る同条第二項の規定の適用については、当該健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日を当該国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。

3 第一項に規定する者のうち国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であつて、当該傷病による障害について厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)による障害厚生年金又は障害手当金の支給を受けることができるものに係る同条第四項又は第五項の規定の適用については、これらの者が引き続き農林水産省共済組合の組合員である間、(研究機構の役員又は職員である間に限り)、当該障害厚生年金又は障害手当金を国家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金とみなす。

第七條 施行日の前日に厚生年金基金(推進機構の事業所又は事務所を厚生年金保険法第九十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この項において同じ。)の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた者が推進機構の役員又は職員であつたものうち、施行日に農林水産省共済組合の組合員となつた者(研究機構の役員又は職員となつた者に限る。以下この条において「推進機構の役員」という。)のうち、一年以上の引き続く組合員期間(農林水産省共済組合の組合員である期間(研究機構の役員又は職員である期間に限る)をいう。以下この条において同じ。)を有しない者であり、かつ、施行日前の

厚生年金保険の被保険者期間(厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間(推進機構の役員又は職員であつた期間に限る)に係るものに限る。以下この条において「厚生年金保険期間」という。)と当該厚生年金保険期間に引き続く組合員期間とを合算した期間が一年以上となるもの(一年以上の引き続く組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続く組合員期間を有する者)とみなされる者に限り、(一)に係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなす。

2 推進機構の役員であつた組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの(一年以上の引き続く組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続く組合員期間を有する者)とみなされる者に限り、(一)に係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

3 推進機構の役員であつた組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの(一)に係る国家公務員共済組合法第八十九条第一項第二号の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

4 推進機構の役員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるもの(一)に係る国家公務員共済組合法による退職共済年金については、その年の金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなす。同法第七十八条一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「一次の各号(第四号を除く。）」とする。

6 推進機構の役員であつた組合員のうち、組合員期間が一年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一

年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の組合員期間を有する者とみなす。

7 推進機構の役員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるもの(一)に係る国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、組合員期間が四十四年以上である者とみなす。

8 生物系特定産業技術研究推進機構法は、(生物系特定産業技術研究推進機構法の廃止に伴う経過措置) 第九條 旧推進機構法(第十九条を除く)の規定によりした処分、手続その他の行為は、独立行政法人通則法又は新法中の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

10 推進機構の役員若しくは職員又は評議員であつた者に係るその職務に関する知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

11 施行日前にした行為並びに附則第四条第五項及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六條第三項 第八條 第八條の二第二項第十條の二第二項から第四項まで及び第六項並びに第四章の章名中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改める。

第十六條の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

第十四條 前条の規定による改正前の農業機械化促進法の規定によりした処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の農業機械化促進法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十五條 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十二年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 生物系特定産業技術研究推進機構の項を削る。